

子どもプラザにおける福岡市子育て支援コンシェルジュ事業実施要綱

(通則)

第1条 福岡市子育て支援コンシェルジュ事業（以下「事業」という。）については、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第59条第1項第1号に規定する「利用者支援事業」とし、この要綱に定めるところによる。なお、この事業の全部又は一部を福岡市（以下、「市」という。）が認めた民間事業者へ委託又は指定管理により実施する場合は当該契約書等、補助により実施する場合は当該補助金交付要綱に定めるところによる。

(趣旨)

第2条 この要綱は、一人一人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、又は妊娠している方（以下「利用者」という。）がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的として、市が子どもプラザで実施する事業について必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、市とする。

2 市は、次に掲げる要件をすべて満たす民間団体を選定の上、実施事業者として委託し、指定し、又は補助し、事業を実施させることができる。

- (1) 福岡市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (2) ボランティアグループ等の団体、特定非営利活動法人、社会福祉法人、学校法人、公益法人、その他の社会的信望を有する法人であること。
- (3) 適正かつ効果的に事業を運営できると認められる者であること。
- (4) その他市長が認める要件を満たす者であること。

(事業内容)

第4条 実施事業者は、次に掲げる取組を実施する。

- (1) 利用者の個別ニーズに基づく情報の集約・提供、相談、利用支援等による、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の円滑な利用の支援
- (2) 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくり
- (3) 地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域に必要な社会資源の開発等
- (4) リーフレットその他の広告媒体を活用した、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等に関する情報の積極的な広報・啓発
- (5) 地域子育て相談窓口（児童福祉法第10条の3第1項に基づく地域子育て相談機関に該当）として、子育て家庭等からの相談に応じ、助言、情報提供、サービスや機関の利用支援、区子ども家庭センターへの情報共有（困難を抱える家庭、地域資源等）を行う。

(6) その他事業を円滑にするため、市が必要と認める取組

(職員の配置)

第5条 実施事業者は、事業を遂行するに当たり十分な能力を持つ専任の、常勤職員又は非常勤職員を配置する。

2 配置する職員は、以下の(1)及び(2)を満たした者又は(3)に該当する者でなければならない。

(1) 「子育て支援員研修事業の実施について」(令和6年3月30日付けこ成環第111号、こ支家第189号こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長通知)の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」(以下「子育て支援員研修事業実施要綱」という。)別表1に定める「子育て支援員基本研修」に規定する内容の研修(以下「基本研修」という。)(当該職員が「子育て支援員研修事業実施要項」5(3)ア(エ)に該当する場合を除く。)及び別表2-2の1の子育て支援員専門研修(地域子育て支援コース)の「利用者支援事業(基本型)」に規定する内容の研修を修了していること。

(2) 次の各号に掲げる職員の区分に応じ、相談及びコーディネート等の業務内容を必須とする市が認めた事業や業務について、当該各号に定める実務経験の期間を有すること。

① 保育士、社会福祉士、その他対人援助に関する有資格者 1年

② ①以外の者 3年

(3) 児童福祉法施行規則第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカー

3 前項第1号に掲げる研修については、事業を実施する必要があるが、すぐに当該研修を実施できないなどその他やむを得ない場合は、事業に従事し始めた後に適宜受講することを認める。

4 職員は、2人以上配置する。うち1名以上は、開所している時間帯を通して子どもプラザに常駐すること。ただし、やむを得ない事情があると市が認める場合は、これを変更することができる。

5 補助により実施する子どもプラザにおける子育て支援コンシェルジュ事業の職員の配置については、前項によらず、別途、補助金交付要綱に定めるところによる。

(事業の届出)

第6条 実施事業者は、事業開始にあたっては開始届(様式1)、届出事項に変更があった場合は変更届(様式2)、事業を終了するときは廃止届(様式3)を提出しなければならない。委託の継続等により、届出が不要の場合はこの限りではない。

(留意事項)

第7条 職員は、利用者への対応に十分配慮するとともに、業務を行うに当たって知り得た個人情報については、業務遂行以外に用いてはならない。事業終了後及び離職した職員も同様とする。

2 実施事業者は、保育所、福祉事務所、児童相談所、保健所、児童委員(主任児童委員)、医療機関等と連携を密にし、効果的かつ積極的に実施するよう努めなければならない。

3 市及び実施事業者は、職員を関係の研修等へ積極的に参加させ、職員の資質、技能等の向上を図らなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月15日から施行する。